

十六世紀より石見銀山産銀をはじめとする日本銀が中国へ大量に流入した。明王朝は、モンゴルに対する防衛上、北方辺地への大量の軍隊配置を支える必要から税の銀納化をすすめた結果、全土で銀は不足し、銀価格は高騰した。国内には有力な銀鉞脈に欠けていた上、明朝は治安等の面から鉞業振興に対して著しく消極的であった¹から、当時の旺盛な銀需要を支えるだけの銀は国内には存在していなかったのである。その結果、日本銀・ついで新大陸銀が流入し、それに伴い中国国内では激しい社会変動が起きることとなった。

かつてない規模での銀流通とそれによる当時の社会変動を当時の知識人たちがどのように受け止め、考えていたのかを知るための第一の手がかりは、顧炎武「錢糧論」「錢法論」（『亭林文集』所収）、黄宗羲「財計」（『明夷待訪録』所収）、唐甄「更幣」（『潜書』所収）等、明末清初の経世学者達の著述であろう。彼らは、当時の農村の著しい窮乏は、税が生産物でなく銀納とされているためであること、さらに流通手段として銀は不適格であることを指摘し、銀を廢して銅錢を使用すること、税は穀、あるいは錢と穀とを併用して納めることとすべきだと主張した。彼らの所論は、岸本美緒氏等による経済思想研究に縦横に生かされている²他、後藤基巳氏らによる翻訳『明末清初政治評論集』³には、顧炎武、黄宗羲、王夫之、唐甄らの銀に関する所論が明瞭な日本語訳でおさめられており、手軽にその全容に触れることができる。

しかしながら、彼らの著作はいずれも十七世紀末、康熙初年の穀賤時において書かれたものである。石見銀山銀の産出量が最盛期を迎え、中国に流入していた十六世紀中葉から後半という時代の社会状況と思想に焦点をあてようとするばあいには、顧・黄らの著作は同時代性という点でいささか留保をつけなければならない。また、顧炎武・黄宗羲・唐甄はいずれも経済先進地・江南地域の人であり、この地の状況がその発想の起点となっている。ただ王夫之が湖南出身、そして特に顧炎武は20年にわたり華北地域を含めて調査旅行を行っており、江南以外の地の状況が視野に入っていないわけではない。しかし明代における著しい銀需要の原因となった北方辺境地域の社会動向を特に見ようとする場合、

1 明代の銀鉞業については、百瀬宏「明代の銀産と外国銀について」青丘学叢一九，一九三五年（『明清社会経済史研究』研文出版、一九八〇年、所収）、梁方仲「明代銀礦考」『中国社会経済史集刊』六一、一九三九年（『梁方仲経済史論文集』中華書局、一九八九年、所収）全漢昇「明代的銀課與銀産額」『新亞書院學術年刊』一九六七年第一期、参照。

2 岸本美緒「康熙年間の穀賤について—清初経済思想の一側面」『東洋文化研究所紀要』八九冊、一九八二年（『清代中国の物価と経済変動』研文出版、一九九七年、所収）、林麗月「試論明清之際商業思想的幾個問題」中央研究院近代史研究所編『近代中國初期歴史研討會論文集』下編、一九八九年ほか。

3 後藤基巳・山井湧編訳『明末清初政治評論集』中国古典文学大系五七、平凡社、一九七一年。

顧・黄らが提示している情報は十全なものとは言い難いとする。

そこで、本稿では、一五七〇年（隆慶四）二月に提出された、当時の山西巡撫・靳学顔の上奏文「講求財用疏」の貨幣論に関する部分全体を紹介した上で、清初期の学者たちの所論と比較しつつ若干の検討を行い、石見産銀が流入していた時代の銀流通状況の一端を明らかにすることとしたい。

靳学顔は『明史』巻二十四に伝がある。山東省済寧の出身。嘉靖一四年に進士に合格、南陽推官から吉安知府、江西布政使から、光祿寺卿、都察院右副都御史と山西巡撫を兼任、工部右侍郎から吏部左侍郎、そして病により辞職。以上の簡単な官歴をのぞき、『明史』靳学顔伝のほぼ全てを占めるのが、山西巡撫時代に書かれたこの「講求財用疏」の内容の紹介である。つまりこの一文によって、靳学顔は歴史にその名を残すことになったといつて差し支えない。「講求財用疏」は、貨幣論の部分が胡我琨『錢通』や『古今圖書集成』に引用されたほか、『明文海』『皇明經世文編』にその全文が採録されるなど、読書人に広く供された有名な一文である。

靳学顔は一五六八年から一五七〇年、対モンゴル北辺防備の要山西の巡撫の職にあった。彼は中央から献策を求められたことにより、一五七〇年二月に「講求財用疏」を上奏することになる。一五七〇年二月という時点は、対モンゴル情勢がいまだ緊張している時期である。アルタンハーンの孫バカンナギが明に投降したのが一五七〇年冬十月、これを契機に和議へと事態が動き、翌一五七一年三月に和議が成立し、山西省大同等で、馬市と呼ばれる交易を開始することになる。この和議と交易の開始は、北虜に苦しめられた末に、明がモンゴル側へ譲歩した結果であり、かつ明側にとって北辺の軍事支出を削減し財政苦境を脱しようとする施策であった。つまり靳学顔の所論には、辺境における軍事的緊張の果ての社会状況とそれに基づく財政苦境の結果が反映されていることが想定される。

靳学顔の「講求財用疏」は様々な研究者によって、所論の一部が引用されることはあった⁴が、顧・黄らの著作と異なり今までその全体が紹介されたことはない。また大陸で出版されている中国貨幣思想史の研究書でも靳学顔は取り上げられている⁵。しかしこれらは靳学顔が廢銀を主張したことは経済の歴史的発展に逆行するとして貶価することが基調となっており、思想を歴史的社会的文脈から理解しようとするという視点からの関心は比較的薄い感がある。よって、今回、主張のほぼ全体を紹介し検討を行うこととした。

「講求財用疏」は、全体で八千字余りの長大な皇帝への上奏文で、その内容は三点、北辺軍の強化、廢銀用錢、飢饉対策の穀物備蓄、である。前半は北辺軍の強化が述べられる。天下の財政を逼迫させているのは軍隊であること、しかしながら北辺配置の軍は削減するどころか倍増する必要があるほどであること。現実に内地の兵は戦意に欠け、反乱平定等に役に立っておらず、内地兵を削減し北辺への重点配置を行うべきこと、が山西巡撫の立場から論じられている。本稿では紙幅の関係もあり、後半部分の貨幣論と穀物備蓄につい

4 岸本美緒「明末の田土市場に関する一考察」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』汲古書院、一九九〇年、（後、『清代中国の物価と経済変動』研文出版、一九九七年、所収）

5 叶世昌、李宝金、鐘祥財『中国貨幣理論史』廈門大学出版社、二〇〇三年、

て、訳文を以下に載せることとする。底本としては『皇明経世文編』に基づき、必要に応じて他版本を利用した。

財政に関する近年の議論を見るところ、「財を生む方法はなく、ただ節約あるのみだ」といっている。しかし私が前王朝の財を生む法を今日と比べてみると、重要な政策が一つ欠けている。私が指摘しているのに、「生む方法がない」とはどういうわけか。銅銭の制度こそそれなのである。人の生きるよすがとして、大事なのは衣食であると私は聞いている。王者は必要なものの入手の便をはかり、暮らしをよくするために、必ず衣食を先にした。これは天の時、地の利、人の力があいまつことから生まれ、ともに天地人三才の用を構成しているのである。この三才があるからこそ、布帛五穀があるのである。豊作も凶作も（この三才が）互いに関係し、有無にもとづいて商取引を行う。天災・兵乱・疫病がなければ一年の労働で一年の日用がまかなえる。しかし今の天下の民衆は、不安な生活をおくり、政令の過酷さにおびえている。財務担当者は日夜憂慮し、国庫の欠乏対策にあれこれと頭を悩ませているが、布帛や五穀が足りないと言っているのではない。銀両が足りないといっているのである。銀は寒いときに着ることはできず、飢えの時に食べることはできない。取引をして衣食の用を通じさせるだけである。しかし銅銭もまた取引をして通用するものである。銀と質は異なっても、見事に通用する。雲南で銭を用いず子安貝を用いているのと同じで、三者は違っていても、機能としては同じである。今はなぜ銀をもちいて銭を廃しているのか。天下で銭を用いる者は十に一もなく、銭の制度は用いられなくなって久しい。銭が廃されているので銀だけが用いられ、銀だけが通行するので富豪の者は銀をいよいよ蓄え、銀が値上がりしていく。銀価が上がるので、商品の値段はますます下がる。銀への換算はますます困難になり、富豪の者は値下がりに乗じておさめておき、高くなったときに売り出す。富豪たちの蔵銀量はますます増え、銀の流通量はますます減っている。あと数年たったら、さらにどんな事態になるのか私には想像がつかない。こういったことは、銭の制度が行われないからなのである。鉞山を開こうと考える者もいるが、鉞山は開くべきではない。開いたところでおそらく益はない。もっぱら禁ずることとして禁をゆるめるべきではない。ゆるめれば乱れる。

私は試みに銭について根本的に議論するので、財務担当者をご一考いただきたい。私は、銭とは「泉」のようなものであると聞いている。水が地中を流れるように一日として止めることはできない。一日でも止めてしまえば枯れてしまう。周王朝から、漢、唐、宋以来、史籍をみればその一をみることができ、銀を用い銅銭を廃すること、今日よりひどいことはない。銅銭を多用し、銭の鑄造が最も盛んだったのは宋王朝時であるが、宋の太祖は銭を五百萬までも集めて、遼から山後の諸郡を買い戻そうとした。靖康年間に、趙良嗣は金に対する税を年に一百万追加した。平時には契丹・寧夏には歳幣を送り、それにはおおむね常額があった。外国もまた銭を用いていたことが分かる。さらに宋の饒州、處州、江寧等の地は、銀の鑄造が盛んに行われ、現在でも江南の家で、地面を掘ったら貯蔵されていた銭がでてきたなどということがあり、南北ともに銭が使われていたことが分かる。他の史書でも「幾百萬」「無慮鉅萬」「累鉅萬」といった表現は大体銭を単位とし

ていて、こういった例は枚挙に暇がない。現在は宋からそれほど時が隔たっているわけではないので、使用している銭は多くが宋銭である。銭を用いれば民の生活は日に豊かになり、銭を鑄造すれば国の財政もますますゆたかになる。この仕事は官僚がやっていくものだとはいえ、ただ皇帝だけがなし得るものである。ゆえに「聖人の大宝を位と曰う」（『易』繫辭伝）。位によって権力を手中にし、権力によって国の財政を思うようにする。ゆえに「銭は権なり」というのだ。皇帝は富貴に対して力を及ぼし、官僚を天下で走らせる。ゆえに一王朝が興れば銭をつくり、皇帝が即位すれば銭を作り、改元すれば銭を作り、国家財政が不足すれば銭をつくってきた。これは国をおさめ財政を満たすための一大政策であるからである。なぜ廃したまま取り上げられないのか。

江南の富豪たちは、銀を数十萬両も蓄蔵している、と私は聞いている。今、王朝の府庫に蓄蔵しているのは銀百万両ほどにすぎない。もし銀だけを用い、銭を廃してしまえば、王朝の貯蔵額は、方数十里程度の範囲にある富豪の貯蓄額程度ということになり、これでは皇帝と民間の金持ちとの差がさしてなくなってしまう。

皇帝陛下は試みにその権力を行使され、銭の制度を行うようにさせれば、かの富豪達や知勇豪俊な者は、その権力のためにいとまなく奔走するだろうが、彼らは万死をおかしてまでも一文銭を盗鑄するなどということはあえてしまい。ゆえに「権」というのである。権とは、無形の上に立ち、無窮に達するものである。用いれば天下をあげて自分から求めてきて余裕が出、用いなければ日に社会は乱れ、天下に求めても足らなくなる。調べてみれば明らかなことである。富貴というものもやはり権である。皇帝陛下は紙一枚の文書を出しただけで全然たる庶民に将相の位をさずけ、また同姓王異姓侯をも使い得ているが、財政上の損はない。富貴を御する権とはこれほど簡単なのだ。もし今日、人に千金を与え、翌日萬金を与えるというようなことをしていれば、年を越さずに国家財政は破綻する。富貴を御する権とはこれほど金がいらぬのだ。権があつて用いないのであれば、権がないのと同じである。昔、漢の文帝が、鄧通を寵用したとき、文帝は「私は君を富ますことができる」といって、蜀山の銅を賜った。それで鄧氏の銭は天下に満ちた。天下の財が鄧氏に集まったこというまでもない。呉王劉濞は鑄山の利をほしいままにして漢王朝に反旗をひるがえしたが、これは漢王朝の権を盗んだのにすぎなかつたのは明らかである。一日権を盗んでもなお民を得て漢朝に抗し得るのであるから、いわんや万乗の国がその権を振るえば、十分作用させられる。

今、国家の計に携わる者たちは、銭の実施には二つの点で困難だと言っている。一つは利益が元手に見合わない、経費が多く、得るところが少ないということである。私が思うに、これはあまりに短期に効果を求め、元手と利益を収入と支出とで計算している。おもうに、民間での計算と天子の財政とは違う。天子の財政計算とは、山海の産を材とし、億兆の力を工とし、修潔英達の士を役としている。果たして何が元手で何が利益なのか。ここでいわれている元手とは、なお銀を用いる説から抜けられていないように思う。私が知っている本手とは、無形の権のことである。それはつまり、銅銭の鑄造に必須なのは、銅、炭、運輸、人力。この四つは、民間の計算でいけば、銀一分をかけて出来る銭は四分とまことに十支出しても得られるのは五にもならない。しかし私の計算によれば、銀をもちいなくても行えるものなのである。天下の産銅地では、配軍・徒以下の罪を贖わせることとし、規則をつくって銅を収める。西山の石炭場では、裁判で有罪になった者を働かせ炭を

収めさせることによってその罪を許してやることとする。銅を運ぶさい、水路を使う場合は、官民の舟を利用する。臨清で瓦を積む時の例のようにするのである。陸路を使う場合は、馱運の力をかりるが、官庫から銭を支出する。炭を運ぶさいは、府が蓄えている銭を京城や近県や営軍に支出することとする。もし官であれば工食を給与し、民戸であれば脚価を与える。このようにすれば、材がない、運搬が難しいというのは問題にならない。人力については徭役でたりるのであり、銀に煩わされなくても行える。私は工部と宝源局で規定されている匠役が何人か知らないが、今何もせずに給料をもらっているのではないか。京営軍の九万人のうちから一〜二千人を選んで用いれば足りるのではないか。訓練の妨げになるという意見もあるかもしれない。しかし今、京城の内では、鍛金、刺繍、歌舞に精を出している者、衙門に依存して生活している者の数は一〜二千人程度の話ではないが、妨げなどこれまで問題になったことはない。これらはみな銀を用いなくてもでき、元手と利益は比較にならない。銭の実施が難しいとする者のあげる理由の第二は、民が銭を行使することを願っていないのに、強制すればおそらく世間は大騒ぎになるであろうというものである。私が思うに、銅銭使用は歴代王朝が踏襲してきたもので、「銭神」という表現まである程である。我が先朝も用いており、利はあることは明かであるが、弊害があるとは聞いていない。正徳・嘉靖以前ではやはり盛行しており、五〜六百で銀一兩の値であった。今七〜八十歳の人は多いので、少し呼んで聞いてみればよい。ただ、今となつては、行われたり、廃れたり、行われたかと思えばそのたびにやまってしまふ。これはなぜか。銭は鈔と異なり、小民にとって不利なことはない。ただ姦豪にとって銭は不便なのである。一つに、盗むのに不便。一つは官として悪事をするのに不便。一つは商人が悪くみをするのに不便。一つに大金持ちが蓄えるのに不便。こういった不便は小民も同様である。私が聞くところ、かつて銭を行う場合は、そのたびに告示を張り出し、工場や軍営をいさめたが、その時点ではちまたの野菜売りまでが知っているというありさまで、運搬の役を負わせたところ愚かにも煽りあうことになり、そうなつた以上（銅銭は）しまつて様子うかがわざるを得ないようになった。そして姦豪で都市に居住する者たちはまたわきから笛や太鼓で銅銭は不便だという勝手な考えを言い立てた。一日命令を下せば二日目にはしまひ、三四日で中止となつた。大計につとめるものがこのように動かされやすいのはよろしくない。国家が民に恩沢を施す場合は、寄る辺無い者から始め、法令を行うには高貴な位にあるものから始めるものだと聞く。ただ高貴な位というだけではなく、朝廷から始めればよい。これからは、紙贖を提出させる場合、一部を穀物で代納させる他は銭で納めさせることとする。多額になる場合は、二分を銀で納めさせる他、一分を銭で納めさせる。家家からの納税には銭と穀とをあわせ用いることとし、商税はもっぱら銭で納めさせるようにする。これを朝廷から始めるというのだ。また外国への賜予、宗室への世禄、百官への俸給は銀と銭の両方で支出し、また馱運や夫馬の費用は銭だけをもちいる。軍糧については主客とをわけ、遠近を酌量したうえて、花布に代えたり、別のものでおぎなう。これを貴近から始めるというのだ。こういった類のことで出入させていけば、民間で銭が停滞するという憂いはない。上下が交わり、血脈が流通する。あつめやすく散っていきやすいので、官府の庫にも蓄えができる。正規の税としての銀は常額から減ることが無く、一切の支出はもっぱら皇帝の権でとりおこなうためである。この権を天下に行使できなければ、権が盗まれる隙をつくることになる。宝源局や西倉に専任の侍郎をおくか、あるいは左右

の侍郎のどちらかに上から監督させ、下では十三司員や、あるいは主事に十三省について担当させ、科道官一名が監察する。銅料や工材については、それぞれ職掌がある。各省での納付支出についてはすべて分司にまず照会し、地域をくぎって議論し、決定して実践する。軽重は適当になるようにし、民を騒がせることのないようにする。また唐宋以来の旧銭をあわせてもちいることにする。上から供給し、下から納付させるということを必ず行わせ、まつこと歳月、力をつくしていけば、やがて本末ともに利をうけ、公私は循環し、鑄造の労もなくせ、配置ポストもなくすことができる。我ながらこれは千慮の一得だと考える。昔、我が祖宗が初めて鈔をさだめた時、法令は厳しく、金銀貨物で交易する者は没収のうえ裁判にかけられ、罪は徒以下ということにはなかった。のち、各所の税糧や贓罰は、ともに換算して鈔で納めさせた。皇帝の真意が測れよう。これこそ血脈が流通するという意で「泉」といわれ、そして法がこれをたすけるので「権」といわれるのだ。私が聞くところ、辺境が強ければ夷狄は恐れ服従し、中原が安らかであれば、辺境もその影響をうける。中原は辺境の根本である。むらぎとに住む細民は、一生銀を持たないことがあっても、一年中衣なしで生きることができないが、一日何も食べられないよりは、一年中衣なしのほうがまだよい。ところが今の百官・宰相が昼夜奔走している原因は、銀のためであって穀のためではない。内心これはいかがなものかと思う。我が王朝が北京に都をたて、東は山東、西は陝西、南は江淮と、皇帝の権力の重さ、防備の堅さ、万世不拔の業といえる。しかし、慮られるのは、都は北に偏り、その北には郡県はなく、強狄に対して守らねばならないこと、東西の形勢は皆中原を遠地として自立するに足り、北京より南は名山大澤などの地理的境界や藩属国同盟国等からのたすけもない。皇帝陛下が南面して臨んだ時、腹心股肱の臣となるのは河南山東江北八府の人心だけである。これらの地の人々は、おおむねあらあらしく生を軽んじ、簡単に移住してなかなか安んぜず、定職をもたず貯蓄は少ない。少し思い通りにならないと簡単に故郷を捨て、少し憤慨すれば死を簡単にうけ入れる。私はこういったことをよく見てきた。八府で飢饉がおきれば山東に走り、山東が飢饉となれば江北に走り、已むことがない。匹夫が苦難におちいれば、人々が呼応するのはかつてしばしば経験したところだ。かれらを安んじるためには、恤農してその家をつなぎ、食を十分にその身をつなぎ、親族をあつめてその心をつなげるより他はない。今試みにこれらの地方に文書を出し、官の蓄蔵をしらべれば、毎郡穀十万はある。それゆえ財務担当者は枕を高くしたまま考慮しないのだ。もし三万を拠出すれば逃亡を防ぐことができるだろう。故郷を捨てる者が望むのがもし一万に満たないとしたら。まったく情けない話である。私が考えるに、万に満たないことが多いと思う。洪水や干魃があれば、何に頼るのか。戦争が起きたらどこから支給されるのか。私がみるところ、古来中原が今日ほど空虚だったことはない。漢以前には救倉があり、隋以前には洛口倉があり、唐には義荘があり、宋には常平倉があつて、みな地域で貯蔵しみやこだけに置いていたのではなかった。今徐州、臨州、德州にはみな官倉があり、備蓄を行っているが、備蓄量はどれほどなのか。私は最近山西の備蓄について上奏し、皇帝陛下には各省にご通達いただいた。私は意見を用いられることを榮譽であるとは感じているが、しかし人によって意向が異なること、実行力がないこと、行っても秩序だつて行えず、益無く害あることを心配しており、私では任に堪えないと考える。私は以前の上奏文で、官倉は官銀を支出して買い入れるため、必ず豊かなので行える。社倉は民穀を納めて満たすものなので、一年中行うことができる、と述べた。

私が知るところ、中原が空虚であるのは、穀が少ないだけでなく、銀が甚だ少ないことによるので、今年の実行できず、そのうえ災変があったと聞いたので、社倉についても今年には行えないだろう。ただ、今年はこれらの実施について検討を開始し、蓄蔵を考え、来年に実施し、その翌年効果を出すということでも遅くはない。社倉の実施は簡単で効果も早く出る。しかし官府が上から援助しなければ成就しない。社倉は義倉である。漢の耿寿昌に始まり、隋の長孫平、唐の戴胄らにより盛んになり、唐代が最盛期で、天下の蓄蔵は数千万以上にも及んだ。その理由を考えてみると、唐が義荘を開いたとき、毎年王公以下皆八もっていた。それで蓄蔵が多かった。私のいう「法令を行うのは高貴の位にあるものから」に相当する事例である。宋では各民の正税の額の二十分の一を社に入れた。富貴の者は田が多く、田が多ければ社倉に入る分も多い。これが唐の意図である。供出については、通常の飢饉では極貧の者を助け、大飢饉では中戸を助け、大飢饉では富室も対象とする。恩沢は寄る辺ない者から、という事例である。今官倉について述べる者は、今年倉に銀がない、明年も倉に銀がない、という。このようであれば八分が紙贖であることを除けば幾ばくもない。社倉について言うものは、官戸については優免すべきだといい、別の者は役によって煩わされたくないといい、田が多いものは協力したくないという。このようであれば貧民や下戸からの供出でいくらかもないというだけとなってしまう、二法は行い得ず、中原の空虚はもとのままである。民が飢えれば必ずや逃亡し、そしてやむなく必ず盗賊となる。盗を行うということになればまずや官戸や役を占有する有力者の家である。しかしこういった輩は分かっていない。官府が主導してやらなければ空言になってしまう。私は各省に、唐宋時代各省で穀をあつめた法にのっとり、地方の実情に即し、年の豊凶を占って変化を予測し、翌春を期限として各府の蓄蔵額を包み隠さず報告して、充足度を等級分けし、翌年の冬一年二倉の新たに納めた穀を計ってその効果を確かめてから天下に命令して毎年実行させる。官倉では豊凶によって出入を行い、利は官に入り、飢饉のときは民に供出する。民倉では豊作の時におさめる。出入の利は官に入る。官は大役であり、借入は許さない。この蓄蔵は民を富まし、官を富ますものである。皇帝陛下にあえて申し上げるのは、根本がここにあるからである。今の財務担当者は穀が足りないことを憂えず、銀の不足を憂えている。銀は実に乱を生み、穀は実に乱をいやす。銀が足りなければ錢貨をもってかえればよい。五穀が足りなければ何で代えるのか。だから名君は金玉を宝とせず、五穀を宝としたというのだ。伏して皇帝陛下のご判断を乞う。

<史料原文>

……臣又見近世之言理財者曰、財無從生也、惟有節費而已。臣以前代生財之法、較之今日、尚缺一大政焉。臣舉此一大政、何謂其無從生哉。而錢法是已。臣聞、人之所由生、衣食爲大。王者利用厚生、必先乎此。此出于天時地利人力、相待而共成三才之用者也。有此三才、即有此布帛五穀、增虧相乘、有無相貿。而非有水旱之災、兵革之奪、癘疫之妨、以一歲之功、而供一年之日用、自周也。今天下之民、愁居懼處、不勝其束濕之慘。司計者、日夜憂煩、遑遑以匱乏爲慮者、豈布帛五穀不足之謂哉、謂銀兩不足耳。夫銀者、寒之不可衣、饑之不可食、又非衣食之所自出也。不過貿遷以通衣食之用爾。而銅錢亦貿遷以通用、與銀異質而通神者、猶雲南不用錢而用海巴、三者不同、而致用則一焉。今獨奈何用銀而廢錢、惟時天下之用錢者、曾不什一、而錢法一政、久矣其不舉矣。錢益益廢、則銀益益獨行。銀獨行、則豪右之藏益深、而銀益貴、銀貴

則貨益益賤。而折色之辦益難、而豪右者又乘其賤而收之、時其貴而糴之、銀之積在豪右者愈厚、而銀之行于天下者愈少、再踰數年、臣不知其又何如也、則錢法不行之故爾。計者又欲開礦。夫礦不可開、開蓋無益也、一禁而不可弛、弛則亂矣。臣試根極錢說、而司計者擇焉。臣聞、錢者泉也。如水之行地中、不得一日廢者、一日廢、則有枯槁之虞、從成周而漢唐宋以來、見之史籍、一一可觀、未有用銀廢錢、如今日之甚者也。而用銀之多、鑄錢之盛者、尤莫如宋。故宋太祖欲集錢至五百萬、而贖山後諸郡于遼。靖康中趙良嗣奉使歲加稅銀一百萬于金、其平時賂契丹寧夏也、歲幣率有常額。其外國亦用錢可知。又宋之饒州處州江寧等處、皆其鼓鑄之地。今江南人家嘗有發地得窖錢者、則無南北皆用錢可知。其餘書史所嘗言幾百萬·無慮鉅萬·累鉅萬之說、率多以錢計、臣亦不暇枚舉。今去宋不遠、故所用錢、多宋之物。夫用錢則民生日祐。鑄錢則國用益饒。此裁成輔相之業、惟人主得爲之。故曰聖人之大實也曰位。因位而制權、因權而制用、故又曰錢者權也、人主操富貴之權、以役使奔走乎天下。故一代之興則制之、一主之立則制之、改元則制之、軍國不足則制之。此經國足用之一大政也。奈何廢而不舉。臣竊聞、江南富室有積銀至數十萬兩者、今皇上天府之積、亦不過百萬兩以上。若使銀獨行而錢遂廢焉、是不過數十里富室之積、足相擬矣。皇上試一舉其權而振之、則彼富室者、智勇豪俊者、將奔走于吾權之不暇、彼敢冒萬死而盜鑄吾一文者哉、故曰權也。權者、立之乎無形、而達之乎無窮。用之則天下舉有求于我、而有餘不用、則日擾擾焉、以求之于天下而不足、爲驗甚明也。且夫富貴其權一也。皇上今出數寸之符、移片紙之檄、以匹夫而拜將相焉、又能使同姓王異姓侯焉、于公帑未有損也。此馭貴之權、若是乎其易也。若乃今日與人以千金焉、明日與人以萬金焉、曾不踰年而太倉告匱矣。夫何馭富之權、若是乎其不侔與。誠以有其權而不用、與無權等爾。昔漢文帝之寵鄧通也、曰吾能富之、賜以蜀山之銅、而鄧氏之錢滿天下、夫鄧氏之錢滿天下、則天下之貨、萃于鄧氏、明矣。吳王濞擅鑄山之利、而輒稱兵漢廷與之抗、亦不過竊漢廷之權明矣。夫以竊一日之權、尚足以得民而抗漢、況以萬乘而自振其權、可勝用哉。今之爲計者謂錢法之難有二。一曰利不酬本、所費多而所得鮮矣。臣愚以爲、此取效于旦夕、計本利于出入、蓋民間之算非天府之算也。夫天府之算、以山海之產爲材、以億兆之力爲工、以修潔英達之士爲役、果何本而何利哉。此所謂本、猶不免用銀之說爾、臣所謂本蓋無形之權是已。何則鑄錢法之須、一銅料、一曰炭、一曰轉致、一曰人工。夫此四者、在民間計之、銀一分而得錢四分、誠十不酬五矣。自臣愚計之、皆可不用銀而取辦者。誠將天下出產銅料之處、贖軍徒以下之罪、而定其則以收銅。于西山產煤之窰、以法司有罪之人、而准其罪以納炭。其運銅、則通水路者、附以官民之舟。如臨清帶瓦之例、通陸路者、資以驛遞之力、而給之官庫之錢。其運炭、則請出府庫見之錢、或于京城、或于近縣、或于營軍、如係官身、則量給以工食、如係民戶、則平給以脚價。如是而患無材與夫轉致之難、臣不信也。至于人工、取之見役而皆足、則又不煩銀兩而可辦也。臣不知工部及寶源局原額匠役若干、見今坐食與否耶。即以營軍九萬人論之、抽用其一二千人足矣。而謂妨訓練耶。今京城之內、鍛金刺綉聲技力作之徒。與夫靠衙門而衣食者、孰非營軍奚啻一二千也、而未嘗患其妨。凡此皆不用銀而可以成務、固無本利之足較矣。其二曰、民不願行、強之恐物情之沸騰也。臣愚以爲、歷代無不用之、至稱爲錢神、我先朝又用之、祇見其利、不聞其病。正德嘉靖以前、猶盛行之、蓋五六百而值一兩。今七八十歲人固多、尚可一召而訊也。獨至于今、屢行而屢廢、甫行而

輒輟焉、何哉。臣竊詳之、錢比鈔異、于小民無不利也。獨所不便者、奸豪耳。一曰盜不便、一曰官爲奸弊不便、一曰商賈持挾不便、一曰豪家蓋藏不便。此數不便者、與小民無異也。臣竊聞、往時但一行錢法、則輒張告示戒厥衛、不先之于賣菜之傭、則責之以荷擔之役、愚而相煽、既閉匿觀望之不免。而奸豪右族、依托城社者、又從旁簧鼓之、以濟其不便之私。一日而下令、二日而閉匿、不三四日而中沮矣。務大計者、宜若是其易動哉。臣聞施恩澤者、自無告始。行法令者、自貴近始。豈惟貴近。自朝廷始可也。請自今以後、追紙贖者、除折穀外、而責之以納錢。上事例者、除二分納銀外、而一分以納錢。存留戶口、則兼收錢穀。商稅課程、則純用收錢。此謂自朝廷始。又因而賜予之費、宗室之祿、百官之俸、則銀錢兼支。又因而驛遞應付、雇夫雇馬、則惟錢是用。又因而軍旅之餉、則分其主客、量其遠近、或以代花布、或以充折色。此謂自貴近始矣。此數者有出有入、而民間無底滯之患、誠以上下交會血脉流通故也。輕斂輕散、官府有餘積之藏、誠以正賦之銀、既以無減于常額、而一切之費、又取辦于一權故也。此權不可行之于天下、以啓盜權之釁。請于寶源局或西倉、專設侍郎、或既用左右侍郎一員督于上、以十三司員外或主事、分理十三省事于下。以科道各一員監之。銅料工材、各有攸掌。各省斂散、悉照分司、先之以區畫條議、計定而行。而又輕重適均、無駭于俗。仍以唐宋以來舊錢兼之。或上有施于下、或下有納于上、著之以必行之令、遲之以歲月之效、久之而本末兼利、公私循還、可以輟鼓鑄之勞、而罷工作之使。臣愚不揣竊謂千慮一得也。昔我祖宗初制鈔時、下令甚嚴、有以金銀貨物交易者、輒沒給告者、然不徒責之下也。後又令各處稅糧課程贓罰、俱准折收鈔。則聖意淵微可測矣。此固血脉流通之意、所謂泉也。而法以佐之、所謂權也。臣又聞之、邊鄙強固、則夷狄怵服、中原又安、則邊鄙傾嚮。故中原者、邊鄙之根本也。百姓者、中原之根本也。衣食者、百姓之根本也。閭閻之細民、有終世無銀、而不能終歲無衣、寧終歲無衣、而不能終日無食。今百司夙夜宰卿不遑者、乃在銀而不在穀。臣竊慮之。夫以國家建都于燕、東極齊、西盡秦、南阻江淮、神鼎之重、金甌之固、此萬世不拔之業也。而臣竊有慮焉、何哉。誠以京師北據幽都、更無郡縣、而守在強狄。雖有東齊西秦、其形勢皆足以外中原而自固。京師以南、絕無名山大澤之限、強藩與國之資。皇上南面臨之、所恃以爲腹心股肱之重者、惟河南山東江北襄八府之人心耳。此數處之人、率鷙悍而輕生、易動而難戢、游食而寡積者也。一不如意、則輕去其鄉、一有所激、則視死如歸。臣固視之熟矣。八府遭歉、則走山東、山東遭歉、則走江北、又未已也。匹夫作難而于人嚮應、往事蓋屢驗。然其弭之之計無他、不過日恤農以繫其家、足食以繫其身、聚其骨肉、以繫其心而已。今試移文于此數處者、而覈其官舍之所藏、每郡得穀十萬焉。則司計者可安枕而無慮矣。得三萬焉、猶可以塞轉、徙者之望、設不滿萬焉。真寒心哉。臣竊意其不滿萬者多也。即有水旱、何所賴焉。即有師旅之興、何所給焉。臣觀自古中原空虛、未有如今日者也。漢以前有敖倉、隋以前有洛口倉、唐有義倉、宋有常平倉、皆隨在、而貯不專京師。今徐臨德州、皆有官倉本爲寄囤、至於存積幾何哉。臣近日有疏爲山西積穀、荷蒙皇上通行各省。臣非不知以用言爲榮、而所慮者人意向不同、或行之不力、或施之無序、輒以爲無益有損焉、臣且不堪其任咎也。臣前疏謂一曰官倉、蓋發官銀以糴者、此必甚豐、乃可以舉。一曰社倉、蓋收民穀以克者、此雖終歲、皆可以行。臣知中原空虛、不但穀少而銀亦甚少。其官倉一節、今歲已不能舉、又聞有災變、則社倉一節、今歲亦不能行。但能以今歲始講求其條件、加意于積儲、即明

歳舉而後歳效未晩也。此二倉者、社倉舉之甚易而效甚捷。然非官府主持于上、則其事終不能成矣。夫社倉即義倉也。蓋始于漢耿壽昌、而盛于隋長孫平唐戴胄之徒、唐又最盛、計天下積至數千萬以上。及推其故、唐義倉之開、每歲自王公以下皆有八、是以其積獨多。臣所謂法令之行自貴近始也。宋則准各民正稅之數于二十分而取其一以爲社。蓋富貴者必田多、田多則稅多、稅多則社入多、亦唐意也。要之其出也、則中歉賑極貧、大歉及中戶、又大歉焉乃沾及于富室。所謂恩澤之加、自無告始也。今之言官倉者、今年曰庫無銀焉、明年曰庫無銀焉。如是除八分紙贖之外無幾耳。言社倉者、此曰官戶當優免我也、彼曰占役何科擾我也。又田多者、曰我不願賑于後、亦不願出于今也。如是不過貧民下戶之輸無幾耳、是二法終不可行、而中原之空虛如故也。夫民之饑也、必至于轉徙、不已必至于盜、盜必先諸官戶與夫役占有有力之家。而此輩多不悟、非官府主持而鼓舞之、終空言耳。臣請下之各省、以唐宋斂穀之法爲則、而就土俗、合人情占歲候以通其變、限明春以裏盡報各府已前見貯之數、以品其虛盈、于明年冬末、通計一歲二倉新收之穀、驗其功能、著而爲令、歲歲修之、在官倉者時其豐歉、而斂散之利、歸于官。民有大饑、則以賑之。在民倉者、時其豐斂、而斂散之利、歸于官。雖官有大役、亦不許借。此藏富于民、即藏富于官。呈上所謂南面而恃以無恐者、其根本在此。今之言計者、不憂穀之不足、而憂銀之不足。夫銀實生亂、穀實弭亂。銀之不足、而泉貨代之。五穀不足、則孰可以代者哉。故曰明君不寶金玉而寶五穀。伏惟 聖明垂意。

以上、斬学顔の議論には、後に顧炎武・黄宗羲ら清初の学者たちによって展開された議論とかなり共通する点がみられる。貨幣としての銀利用を廃止し、銅錢を用いるべきだという結論を一にするほか、交易に銀のみが用いられているが、富室による退蔵によって、銀はその絶対量が不足しており流通手段としての用を果たしていないこと、銀の不足は銀鋳業の振興で補うべきではないこと、銀に代わり得る貨幣としての銅錢を国家が鑄造し、国家的支払い手段とすることで銅錢の流通を図るべきであること、などの認識で共通する。その中にあるの斬学顔の所論の特徴とは、清初期の学者が銀による弊害を具体的詳細に論じているのに対して、斬学顔の場合は、まずは銅錢を鑄造し、そして流通させるべきだという点に議論の力点があることであろう。これは当時の華北内陸地域の銅錢使用状況が関係していたことが考えられる。足立啓二氏の研究によれば、明代初期において安定的に銅錢を流通手段として行使していたのは閩北から北直隸に至る沿海諸省に限られ、中国内陸地域には広範な錢不行使地域が広がっていた。陝西・山西地方では一六世紀中期になっても銅錢未行使の状態が続き、低品位の銀や皮毛などが使用されていた⁶という。斬学顔の所論中、「今、天下で銅錢を用いるのは十に一」という表現はあるものの、わずかに「一」という銅錢行使の状況についての叙述は全くなく、銅錢使用は古老の昔話と化しており、貨幣としては銀のみが使われている状況であると述べられる。斬学顔の所論が、銅錢未行

6足立啓二「明清時代における錢經濟の發展」中国史研究会編『中国専制国家と社会統合 中国史像の再構成Ⅱ』文理閣、一九九〇年

使の状態が続く山西という地域的狀態を踏まえていることが推察されよう。

次に、斬学顔の所論には、清初期の学者の所論と大きく異なる点があることを指摘し、それについて若干検討したい。それは銀の高騰と農民の窮乏化の問題に関して、清初期の初学者に共通してみられていた見解が、斬学顔には見られないことである。清初期の学者たちは、当時の農民の著しい窮乏化は、穀がないためではなく銀がないためであること、つまり納税手段が生産物ではなく、貨幣、それも稀少金属である銀とされているために、農民が銀を手に入れられないことに起因すると論じていた。「凶年に妻子を売るということは禹・湯の時にでも絶無というわけにはゆかなかつたが、豊年に妻子を売ることは唐宋の末世でもあったためしがないのである。・・・実りがきわめてよく、穀物は非常にたくさんあるのに、民は我も我もと妻子を売ろうとする・・・なぜかといえば穀物はあっても銀がないからである。収穫する物は納入する物でなく求める物が産する物と違うからである。」（顧炎武「錢糧論」）。そして岸本美緒氏は、一六世紀後半の物価動向を論じるなかで、斬学顔の所論中の「布帛や五穀が足りないと言っているのではない。銀両が足りないと言っているのである」のくだりを、銀不足による穀賤という当時の不況の様相の表現として引用されている⁷。銀不足による穀賤という内容であれば、清初の諸学者と同様の見解ということになる。しかし、斬学顔の議論全体を読んでみると、銀不足による穀賤という理解を読み取ることは実は困難である。斬学顔の議論中、「布帛や五穀が足りないというのではなく、銀が足りない」とっているのは財政担当者である。そしてこのくだりの直後に斬学顔が述べるのは、衣食こそが重要であるということ、そして銀は本来重要なものではなく銅銭でも十分役割を果たせるとして銅銭を使用すべきだ、といった順に議論は続く。つまり「布帛がたりないのではなく銀が足りない」云々というこの箇所とは、本来、民の衣食こそが重要なのであり、布帛五穀の確保にむけて努力すべきであるにもかかわらず、財政担当者は銀両の確保に血道をあげている、という批判を行っているところなのである。だからこそ、銅銭行使の主張に引き続き、飢饉対策として官倉社倉への穀物備蓄を行うべきことが主張されている。そして最後に「今の財務担当者は穀が足りないことを憂えず、銀の不足を憂えている。銀は実に乱を生み、穀は実に乱をいやす。銀が足りなければ錢貨をもってかえればよい。五穀が足りなければ何で代えるのか。」という衣食の重要性を説く文章で本上奏文の全文は締めくくられるのである。上奏文内で語られる農民の窮乏は、天災や戦乱による飢饉のためとされており、そこに銀の不足という要素は登場していない。以上の内容は、清初の諸学者が叙述するような、豊作で穀はあるのに銀建ての通貨政策のために窮乏している、という指摘とは全く異なる。「中原が空虚であるのは、穀が少ないだけでなく、銀が甚だ少ないことにもよる」といった表現や、農民の苦境が「穀少」として表現され、「穀賤」とは表現されていないことは、斬学顔においては農村の窮乏と銀不足が必ずしも因果関係をもつものとして認識されてはいないことを示している。

銀不足は何を引き起こすのか、斬学顔の所言は次のとおりである。「錢が廃されているので銀だけが用いられ、銀だけが通行するので富豪の者は銀をいよいよ蓄え、銀が値上がりしていく。銀価が上がるので、商品の値段はますます下がる。銀への換算はますます困

7 岸本美緒氏 注(4)前掲論文

難になり、富豪の者は値さがりに乗じておさめておき、高くなったときに売り出す。富豪たちの蔵銀量はますます増え、銀の流通量はますます減っている」。ここで着目したいのは、銀が退蔵されやすく、絶対量が不足しているため、流通手段として不適格だということは論じられているが、その一方、納税手段としての不適格性については論及されていないことである。さらに、銀不足で起きる不況的サイクルのなかに、農民が全く登場させられていないことにも留意したい。銀価が上がるかわりに価値が下落するものとして言及されるのは商品（「貨」）であって、穀ではない。ほぼ同時代の江南等南方では、すでに銀不足による穀賤にともなって農民が苦境にあるとの指摘がすでになされている⁸。斬学顔は農民の苦境を憂い、その衣食の確保の重要性を繰り返し強調しながら、そして銀経済の弊害を重々認識しながら、なぜ農村の苦境と銀経済を関連させて論じないのであるうか。

それは、一五七〇年という時代と、華北山西という地域性が関係していると考えられる。山西を含む華北地帯一帯においては、一條鞭法、すなわち華中南地域で開始された土地所有額を基本に税役を一本化し銀納させる新税法が、激しい反対により実施がおくれ、一六世紀末から十七世紀初めに至ってはじめて普及をみたという。つまり一五七〇年時点では一條鞭法はまだ導入されていない。ただ華北地域においても税の銀納の制度がなかったわけではなく、徭役分を銀で代納させる丁銀・門銀の制度はあった。しかしながら、門銀は家産に応じてかけられたが、全体の九割が「下下」に相当し門銀科派の対象外とされていた⁹ように、納税手段としての銀という機能は当時の華北地域ではさほど高くなかったのではなかろうか。「むらざとに暮らす細民は、一生銀をもたないことがある」という表現などは、税制として銀納が浸透しているならばなされない表現であろう。一六世紀後半の時期では、徴税機構を通じて銀を吸い上げることができたのはおよそ中国東南部に限られ、流通経済の未発達であった地域ではいまだその段階には達しておらず、納税のために農民が銀入手に苦しむという状況が起こっていなかったことが推察される。

斬学顔は流通手段として銀のみが行われている、といった。しかし銀不足に起因する不況的サイクルのうちに農民は組み込んで考えておらず、また農村の窮乏化を「穀賤」と表現してはいない。これは、当時山西の農民が、未だ銀経済の埒外にあり、銀の使用にもとづく流通経済は都市部に限定されていたことを示しているものではあるまいか。銀需要の震源地の一角を構成していた山西であるが、銀経済の農村への波及はきわめて限られていたのであろう。

しかしながら、僅か三十年ほどのうちに、華北の地にも一條鞭法が施行され、中国内陸部の農民も銀経済に組み込まれ、そして銀高による穀賤に苦しむようになる。この著しい速度のなかにこそ、まさに当時のまさに奔流にたとえられるような銀流入と銀経済の広がりを見てとることができよう。

8 岸本美緒氏 注(4)前掲論文

9 山根幸夫「明代華北における役法の特質」『清水博士追悼記念明代史論叢』大安、一九六二年。